

## 4-6 浄化槽の維持管理組織とはどのようなものですか。

### 1 維持管理組織とは

浄化槽の維持管理の義務は浄化槽管理者にあります。市町村設置型事業の場合を除き、浄化槽の設置者個人が保守点検業者への委託や清掃の依頼、法定検査の受検申込等を行うため、これらの手続を煩わしく感じる場合もあるようです。

こうした負担を軽減するとともに、個人に任されることにより疎かになりがちな維持管理の適正化を図るため、維持管理組織が設立されている地域があります。

※新潟県内には、長岡市（旧三島町）、上越市（旧大島村）、柏崎市に事例がありましたが、現在はありません。

### 2 維持管理組織のしくみ

維持管理組織が設立された経過や構成メンバー、運営方法等はそれぞれの組織によって異なりますが、通常は浄化槽管理者や保守点検業者、清掃業者等に当該市町村が加わって組織されることが多いようです。

維持管理組織の活動内容としては、住民に対する啓発を中心とするものから、浄化槽の設置から維持管理まで総合的に取り組み、維持管理の一括契約や諸手続の代行、料金の徴収等を行うものまで様々です。

なお、市町村によっては、汚水処理に係る住民負担の公平性を確保するとともに、維持管理組織への参加を促すため、維持管理費用の一部を補助している事例も見受けられます。

#### 【参考】A市合併処理浄化槽組合のしくみ

